



厚生労働省福島労働局発表
平成29年1月24日
1月25日交付式終了後解禁

担当

福島労働局雇用環境・均等室

室長

鈴木千賀子

厚生労働事務官

後藤典

TEL 024-536-4609

くるみん認定

下記2事業場に対し通知書の交付式を行います。

① 株式会社 二嘉組

初認定

(郡山市・建設業) (代表取締役 二瓶 重信)

② アルパイン技研 株式会社

初認定

(いわき市・サービス業) (代表取締役社長 中富 義之)



- 1 福島労働局(局長 島浦 幸夫)は、このたび、**従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業(子育てサポート企業)**として次世代育成支援対策推進法に基づき、株式会社二嘉組(代表取締役 二瓶 重信)、アルパイン技研株式会社(代表取締役社長 中富 義之)を**新たにくるみんマーク認定**しました。(認定企業の取組については資料1、認定制度については資料2参照)
- 2 認定2企業に対する通知書交付式は、下記により行います。
- 3 今回の認定により、当局管内の認定企業数は、プラチナくるみん認定1社、くるみん認定のべ35社(企業数29社)となりました。(これまでの県内認定企業等については資料3参照)

○日 時：平成29年1月25日(水)11:00~

○場 所：福島合同庁舎3階共用会議室(福島市霞町1-46)

※交付式の写真撮影、認定企業への事前取材・交付式後の取材は可能です。(会場に直接お越し下さい。)

くるみん認定とは

行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たして申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。

(添付資料)

資料1 認定企業の取組

資料2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定について、基準適合一般事業主認定基準

資料3 福島県内の認定取得企業(子育てサポート企業)一覧

資料4 子育てサポート企業事例集

資料5 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、くるみん認定・プラチナくるみん認定を目指しましょう!!!

●子育て世代にある社員をサポートするため、各種休暇制度の拡充と周知を行い、仕事と家庭の両立を実現。



株式会社 二嘉組 (郡山市)

- 代表者：代表取締役 二瓶 重信
- 事業内容：建設業
- 労働者数：17人（男性 13人、女性 4人）

● 計画期間

平成25年11月1日～平成28年10月31日

● 計画期間において看護休暇又は育児休業をした労働者数

男性看護休暇者 1名
女性育児休業者 1名

● 行動計画の目標達成状況

子育て世代にある社員のワークライフバランスを達成するため、社内の各種制度をまとめたチラシを作成し周知を行った結果、男性1名が看護休暇、女性1名が育児休業を取得した。

● 目標以外の取組内容

- (1) 育児休業の取得を促進するため、雇用保険から支給される育児休業給付金の他に、会社独自の「育児休業手当」を支給している。
- (2) 子の看護休暇、家族の介護休暇の年間取得日数を拡充するとともに、時間単位での取得も可能としている。

<事業所からのコメント>

この度、くるみん認定を取得でき大変うれしく思います。

行動計画を作成するにあたり、「働きやすい職場環境をつくることによって、従業員が仕事と子育てを両立させ、その能力を十分に発揮できるようにする」ことを目標に取り組んでまいりました。

従業員17名のうち、小学校就学前の子どもを持つ従業員が4名働いています。1名の女性従業員は育児休業を1年間取得し、また1名の女性従業員は短時間勤務制度を利用しております。

男性従業員が育児休業等を利用しやすい制度とするために、子の看護休暇の取得日数を拡充しました。また、子育て中の従業員が安心して働ける職場環境とするために、社内制度のチラシを社内に掲示して、全従業員に周知させ、育児休業等の休暇を取得する従業員への理解とサポートを促しました。

その結果、1名の男性従業員が、妻の出産前後の定期検査、子どもの予防接種等の付添等で看護休暇を取得し、初めて男性の育児休業等の利用者ができました。

今後も、さらに働きやすい職場環境を整備し、子育て、介護等のサポート、安心して働ける会社づくりを目指していきたいと思っております。

<看護休暇を取得した男性社員からのコメント>

私は、平成 27 年 10 月 7 日に第 1 子長男、平成 28 年 9 月 17 日に第 2 子長女が誕生しました。妻が続けての出産だったため、育児のために休暇を取らなければならない日が、今までより増える状況の中で、看護休暇を取得させていただき、大変助かりました。看護休暇を取得できたおかげで妻の育児への負担を減らすことができ、本当に感謝しております。

また、妻と子どもと過ごせる時間も増え、育児の大変さなど改めて気づくことができました。そして、私はまだ結婚したばかりで、今後もこのような時期が続くと思います。看護休暇という制度があることで、妻や子どもたちにとっても本当に喜ばしいことだと思います。

このような機会を与えてくださった職場の方々への、感謝の気持ちを忘れずに頑張っていきたいです。

まだ 24 歳の私にとって、初めての育児が続き、不安や戸惑いがある中だったので、感謝の気持ちでいっぱいです。

(取材連絡先・担当者： 024-983-2152 総務課長 磯貝 収子)



● 所定外労働の削減、年次有給休暇取得の促進等の取組により、働きやすい職場環境を実現。

アルパイン技研 株式会社 (いわき市)

■ 代表者：代表取締役社長 中富 義之 ■ 事業内容：サービス業
 ■ 労働者数：290人（男性 235人、女性 55人）

● 計画期間

平成26年4月1日～平成28年3月31日

● 計画期間において看護休暇又は育児休業をした労働者数

男性看護休暇者 1名
 女性育児休業者 4名

● 行動計画の目標達成状況

- (1) 育児短時間勤務制度について、小学三年生に達するまでの子を育てる労働者が利用できるよう規程の整備を行った。
- (2) 所定外労働削減の措置として、従来の毎週水曜日に加え金曜日を定時退社日とする運用を開始した。
- (3) 年次有給休暇の取得促進の措置として、2か月ごとに1日の取得を必須とする年次有給休暇計画を作成した。

● 目標以外の取組内容

- (1) 男性の子育て目的の休暇取得を促進させるため、2日間の配偶者分娩休暇を導入している。
- (2) 「AGK納涼祭2015」を開催し、社員の子ども向けの職場見学、及びもの作り体験を実施した。

<事業所からのコメント>

この度は、くるみん認定を取得することができ、大変うれしく思っております。

当社は男性約8割、女性約2割と女性が少ない会社ではありますが、女性育児休暇取得率は100%に達しており、結婚・出産後も安心して働ける環境が整っております。

今回の取組みでは、短時間勤務の制度拡大を行ったことで、より育児と仕事の両立がしやすくなりました。また定時退社日の追加や年次有給休暇の取得促進により、従業員のプライベート充実につながったと考えます。

目標以外の面においても、子どもが生まれる男性社員に向けた配偶者分娩休暇の導入や従業員のご家族向け職場見学の実施など、より働きやすい職場を目指す取組みが出来たのではないかと考えております。今後も従業員が安心して働ける職場づくりをサポートしていきたいと思っております。

<看護休暇を取得した男性社員からのコメント>

昨年、3日間、子どもの看護休暇を取らせていただきました。

私の家は共働きで、妻の職場は郡山にあるため、子どもが病気になった時に面倒を見るのは基本的に私の役割です。妻は教員の仕事をしておりなかなか休みが取れないので、看護休暇制度を利用して非常に助かりました。同僚、上司の理解もあり、育児と仕事の両立がしやすい職場だと感じています。

■ 認定と認定取得による効果

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主は労働者が仕事と子育てを両立させることができるよう雇用環境を整備し、次世代育成支援対策を実施するための「一般事業主行動計画」を策定し、一般への公表、従業員への周知を行い、都道府県労働局長に届け出ることとされています。

事業主は、策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成するなど、一定の基準（※基準適合一般事業主認定基準）を満たした場合は、都道府県労働局長の認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマークの認定）を受けることができます。

認定を受けると、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を自社の商品、広告、求人広告などに表示し、「子育てサポート企業」であることを対外的にアピールすることができます。その結果、企業イメージの向上、従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。

基準適合一般事業主認定基準（くるみん認定）

- 1 適切な一般事業主行動計画を策定したこと。
- 2 計画期間が2年以上5年以下であること。
- 3 行動計画に定めた目標を達成したこと。
- 4 行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
- 5 計画期間内に男性の育児休業等取得者が1人以上いること。※1
- 6 計画期間内に女性の育児休業等取得率が70%以上であること。※2
- 7 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- 8 次のいずれかの措置を実施していること。
 - ① 所定外労働削減
 - ② 年次有給休暇の取得の促進
 - ③ 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
- 9 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

※1 従業員300人以下の企業は、子の看護休暇、育児短時間勤務制度の男性利用者がいる場合等も含まれます。

※2 平成27年3月31日までに開始した行動計画については70%以上となりますが、平成27年4月1日以降開始した行動計画については75%以上であることが必要です。

基準適合一般事業主認定基準（プラチナくるみん認定）

- 1～4 上記くるみん認定基準1～4と同様。
- 5 次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。※1
 - （1）計画期間内に男性の育児休業等取得率が13%以上であること。
 - （2）計画期間内に男性のうち、育児休業等を取得した者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が合わせて30%以上且つ育児休業等取得者が1人以上いること。
- 6～7 上記くるみん認定基準6～7と同様。
- 8 次の（1）と（2）のいずれも満たしていること。
 - （1）次の①～③のすべての措置を実施しており且つ①または②のうちいずれか一方について数値目標を設定し達成したこと。
 - ① 所定外労働削減の措置
 - ② 年次有給休暇取得促進の措置
 - ③ 働き方の見直しに資する多様な労働条件整備の措置
 - （2）次の①または②のいずれかを満たしていること。
 - ① 計画期間終了日の属する事業年度において、平均週労働時間が60時間以上の従業員の割合が5%以下であること。
 - ② 計画期間終了日の属する事業年度において、平均月時間外労働時間が80時間以上の従業員が1人もいないこと。
- 9 次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。※2
 - （1）計画期間内に子を出産した女性のうち、子の1歳の誕生日まで継続して在職している者の割合が90%以上であること。
 - （2）計画期間の開始日から終了日の1年間までの間に、子を出産した女性および子を出産する予定であったが退職した女性の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合が55%以上であること。
- 10 育児休業等をし、または育児を行う女性従業員が就業を継続し、活躍できるような能力の向上またはキャリア形成支援の取組にかかる計画を策定し、実施していること。

※1 従業員300人以下の企業は、子の看護休暇、育児短時間勤務制度の男性利用者がいる場合等も含まれます。

※2 従業員300人以下の企業は、9の基準を満たさなかった場合でも、計画期間の開始日から終了日の1年前までの期間と、その開始前の期間（最長3年間）を合わせて計算した結果、9を満たした場合は基準を満たします。

福島県内の認定取得企業（プラチナくるみんマーク企業）一覧

■福島県の認定企業一覧（平成29年1月25日現在）

企業名	所在地	業種	認定年度
1 日本テキサス・インスツルメンツ・セミコンダクター株式会社	会津若松市	製造業	平成27年度

福島県内の認定取得企業（くるみんマーク企業）一覧

■福島県の認定企業一覧（平成29年1月25日現在）

企業名	所在地	業種	認定年度
1 株式会社郡山測量設計社	郡山市	サービス業	平成20年度（1回目）
2 株式会社沖データシステムズ	福島市	サービス業	平成20年度（1回目）
3 株式会社東邦銀行	福島市	金融業	平成21年度（1回目）
4 藤田建設工業株式会社	棚倉町	建設業	平成21年度（1回目）
5 株式会社ニラク	郡山市	娯楽業	平成22年度（1回目）
6 福島キャノン株式会社	福島市	製造業	平成22年度（1回目）
7 田中建設株式会社	双葉町	建設業	平成22年度（1回目）
8 福島キャノン株式会社	福島市	製造業	平成24年度（2回目）
9 医療法人社団三成会	須賀川市	医療業	平成24年度（1回目）
10 株式会社ニラク	郡山市	娯楽業	平成24年度（2回目）
11 社会福祉法人太田福祉記念会	郡山市	福祉業	平成24年度（1回目）
12 小野建設株式会社	相馬市	建設業	平成25年度（1回目）
13 株式会社郡山測量設計社	郡山市	サービス業	平成25年度（2回目）
14 公益財団法人磐城済世会	いわき市	医療業	平成25年度（1回目）
15 日本テキサス・インスツルメンツ・セミコンダクター株式会社	会津若松市	製造業	平成25年度（1回目）
16 社会福祉法人いわき福音協会	いわき市	福祉業	平成25年度（1回目）
17 医療法人辰星会	二本松市	医療業	平成25年度（1回目）
18 株式会社ヨシハラ	本宮市	製造業	平成25年度（1回目）
19 株式会社東邦銀行	福島市	金融業	平成26年度（2回目）
20 福島キャノン株式会社	福島市	製造業	平成26年度（3回目）
21 若松ガス株式会社	会津若松市	ガス供給業	平成26年度（1回目）
22 北関東空調工業株式会社	いわき市	建設業	平成27年度（1回目）
23 株式会社ニノテック	郡山市	卸売業	平成27年度（1回目）
24 株式会社ハニーズ	いわき市	小売業	平成27年度（1回目）
25 アルパインマニュファクチャリング株式会社	いわき市	製造業	平成27年度（1回目）
26 社団法人医療法人養生会かしま病院	いわき市	医療業	平成27年度（1回目）
27 一般財団法人 太田総合病院	郡山市	医療業	平成27年度（1回目）
28 一般財団法人 大原総合病院	福島市	医療業	平成27年度（1回目）
29 株式会社 ヨークベニマル	郡山市	小売業	平成27年度（1回目）

■福島県の認定企業一覧（平成29年1月25日現在）

企業名	所在地	業種	認定年度
30 株式会社 ニラク	郡山市	娯楽業	平成28年度（3回目）
31 社会福祉法人 南町保育会	会津若松市	児童福祉事業	平成28年度（1回目）
32 医療法人 平心会	須賀川市	医療業	平成28年度（1回目）
33 日本精測 株式会社	会津若松市	サービス業	平成28年度（1回目）
34 ☆株式会社 二嘉組	郡山市	建設業	平成28年度（1回目）
35 ☆アルパイン技研 株式会社	いわき市	サービス業	平成28年度（1回目）

■認定企業数（平成28年9月末日現在）

都道府県	福島県	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	全国
プラチナくるみ マーク認定企業数	1	1	1	1	0	1	94
くるみマーク 認定企業数	24	18	28	27	18	31	2,570
一般事業主行動計画 策定届届出状況 (うち努力義務)	801 (215)	606 (150)	681 (230)	866 (103)	543 (220)	559 (112)	63,355 (18,697)

※次世代法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出は、従業員数101人以上規模の企業に義務付けられており、100人以下規模の企業は努力義務。

■参考 認定企業の県内分布図（★は今回新たに認定となった企業）



くるみ認定企業 ● 29社



プラチナくるみ認定企業 ● 1社

